

個人情報ファイル簿（単票）

【 教育部 教育ICT推進課 】

個人情報ファイルの名称	学習アプリケーション利用に係る児童生徒情報
行政機関等の名称	久留米市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 教育ICT推進課
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の学習を支援する目的で、主に児童生徒が学習アプリケーションを利用するため。
記録項目	<p>1 Adobe 児童生徒のGアカウント、氏名の基本情報 学習におけるデザイン・作品の制作</p> <p>2 Canva Gアカウント、氏名、学校名 デザイン、作品 デジタルホワイトボードを活用した場合の学習情報</p> <p>3 Google Workspace for Education 児童生徒の氏名、学校名、学年、組、出席番号 パスワードなどのログイン情報 学習履歴、解答状況などの学習情報 学習記録（Web検索およびアプリの使用履歴、ツール内で作成したファイル（文章や図表、スライド等の資料）） Classroom等でのコミュニケーション情報 健康記録と学習における作品の制作、写真・動画等</p> <p>4 学習eポータル（L-Gate） 氏名、学校名、クラス名、Gアカウント 学年、組、出席番号などのプロフィール サービスの各種機能に登録されたメッセージやファイルに含まれる個人情報 サービスを利用した際の利用履歴に含まれる情報</p> <p>5 デジタルドリル（ミライシード） 児童生徒の氏名・所属学校・学年・クラス・出席番号・Gアカウント 学習履歴（問題への回答結果・アンケートへの回答結果・作成したカード等の学習成果物） 操作ログ（画面遷移やボタン等の操作に関するログ）</p>
記録範囲	<p>1 Adobe 市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒</p> <p>2 Canva 市立小・中・特別支援学校の児童生徒</p> <p>3 Google Workspace for Education 市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒</p> <p>4 学習eポータル（L-Gate） 市立小・中・特別支援学校の児童生徒</p> <p>5 デジタルドリル（ミライシード） 市立小・中学校の児童生徒</p>
記録情報の収集方法	<p>1 Adobe 学校の名簿に基づき本市担当者がアカウント情報を登録したとき。</p> <p>2 Canva 児童生徒がCanva上でデザインを作成・保存・共有したとき。</p>

	<p>3 Google Workspace for Education 学校の名簿に基づき本市担当者がアカウント情報を登録したとき。 児童生徒本人が成果物を作成・提出したり、コメントを記入したりするなど、ツール上で保存したとき。</p> <p>4 学習eポータル (L-Gate) 児童生徒がプロフィールなどを入力したとき。 各種学習アプリにアクセスしたり、コメントなどを行ったりしたときにツール上に記載したとき。</p> <p>5 デジタルドリル (ミライシード) 学校教職員が児童生徒情報を入力したとき。 児童生徒本人がデジタルドリルの問題を解いたとき。</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 久留米市教育部総務</p> <p>(所在地) 〒830-8520 久留米市城南町15番地3</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</p> <p><input type="checkbox"/>政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備 考	

作成日（最終修正日）：令和7年1月12日

個人情報ファイル簿（単票）

【 教育部 教育 ICT 推進課 】

個人情報ファイルの名称	校務支援ソフト利用に係る児童生徒及び保護者等情報	
行政機関等の名称	久留米市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 教育ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	校務を効率的に行うため、主に教職員が校務支援ソフトを利用するため。	
記録項目	1 校務支援システム（校支援） 児童生徒情報（学年・組・出席番号・氏名・住所・出欠・成績・保健・指導など） 保護者情報（氏名・続柄・住所・電話番号・緊急連絡先など） 付帯情報（地区・通学方法など） 特別活動（児童生徒会・クラス委員など） 経歴等（出身校・入学前経歴・編入・転入学・進路など） 連絡先（電話番号・緊急連絡先・携帯メールアドレスなど） 自由管理項目（Googleアカウント・端末番号など） 2 デジタル採点ソフト（百問練習） Gアカウント、氏名、学校名 学年、組、出席番号 教職員がアップロードした生徒の答案用紙	
記録範囲	1 校務支援システム（校支援） 市立小・中・特別支援学校の児童生徒及び保護者 2 デジタル採点ソフト（百問練習） 市立中学校の生徒情報	
記録情報の収集方法	1 校務支援システム（校支援） 学籍・成績・指導・進路に関する情報…学校教職員による入力 出欠・保健…学校教職員または保護者（保護者地域連絡機能を使用した場合に限る）による入力 保護者情報…学校教職員による入力 2 デジタル採点ソフト（百問練習） 学校教職員による入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	1 校務支援システム（校支援） 含む。 2 デジタル採点ソフト（百問練習） 含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市教育部総務 (所在地) 〒830-8520 久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備 考	

作成日（最終修正日）：令和7年11月12日

個人情報ファイル簿（単票）

【 教育部 教育ICT推進課 】

個人情報ファイルの名称	学力テストシステム利用に係る児童生徒情報	
行政機関等の名称	久留米市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部 教育ICT推進課	
個人情報ファイルの利用目的	学校における教科指導に活用するため、主に教職員が学力テストシステムを利用するため。	
記録項目	百問練習CBT 児童生徒のGアカウント、氏名、学校名 学力調査にて収集したクラス情報(学年、組、出席番号)及び結果	
記録範囲	百問練習CBT 市立小・中学校の児童生徒情報	
記録情報の収集方法	百問練習CBT 児童生徒本人が学力調査の問題を解いたとき	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市教育部総務 (所在地) 〒830-8520 久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和7年11月12日